

**第7期一戸町障がい福祉計画・
第3期一戸町障がい児福祉計画**

(令和6年度～令和8年度)

令和6年 3月

岩手県一戸町

第7期一戸町障がい福祉計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・他計画との関係	1
(1) 位置づけ	1
(2) 他計画との関係	1
3 計画の期間及び見直しの時期	2
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本的理念	3
2 施策展開の方向性	3
(1) 地域生活を支える居宅サービスの充実	3
(2) 相談支援体制の充実	3
(3) 地域における暮らしの場の確保	3
(4) 就労支援の強化	4
(5) 療育体制の充実	4
(6) 権利を守る取り組みの推進	4
(7) 障がい者虐待の防止	4
第3章 令和8年度の数値目標の設定	
1 令和8年度までに達成すべき目標	5
(1) 施設入所者の地域生活への移行	5
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
(3) 地域生活支援拠点等の整備	5
(4) 福祉施設から一般就労への移行	6
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	7
(6) 相談支援体制の充実・強化等	7
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	8
第4章 障がい福祉サービス及び相談支援の見込量と確保方策	
1 障がい福祉サービス及び相談支援の提供	9
(1) 障がい福祉サービス	9
①障がい福祉サービスの施策体系	9
②障がい福祉サービスの種類と内容	10
③障がい福祉サービスの見込量	12
(2) 相談支援	13
①相談支援サービスの種類と内容	13
②相談支援サービスの見込量	13
(3) 発達障がいに対する支援	14
2 サービス見込量の確保方策	15
(1) 訪問系サービス	15
(2) 日中活動系サービス	15

(3) 居住系サービス	15
(4) 相談支援	15
(5) 障がい児支援	15

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 地域生活支援事業の提供	16
(1) 地域生活支援事業の施策体系	16
(2) 地域生活支援事業の種類と内容	17
(3) 地域生活支援事業の見込量	18
2 事業実施に関する考え方	19

第6章 計画の推進に向けて

1 町民参加と協働	20
2 関係機関との連携	20
3 進行管理と事業評価	20
4 計画の弾力的運用	20

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、平成14年に「障害者基本計画」が策定され、平成15年には「支援費制度」の導入、そして平成18年4月には「障害者自立支援法」が施行され、「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。さらに平成24年には障害者自立支援法を改め「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が制定され、難病患者を含めた障がい者を総合的に支援する体制が図られています。また、平成28年（2016年）5月には障害者総合支援法が改正となり、平成30年（2018年）4月から施行され新たなサービスが開始しています。

本町においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で自立した生活ができる福祉のまちづくりを進めていくため、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を一体的に作成し、障がい福祉サービス等の具体的な数値目標（成果目標及び見込量）を設定することで、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指していきます。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

（1）位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定された「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として、平成18年度から3年ごとに計画を策定し、第6期計画まで実施してきました。

また、児童福祉法の改正により「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」として市町村に障がい児福祉計画の策定が義務付けられたことから、新たに国が定める基本指針や第6期計画までの実績及び本町の実情を踏まえた第7期障がい福祉計画と合わせて、障がい児支援の提供体制の確保等に関する内容を盛り込んだ第3期障がい児福祉計画について、令和6年度から8年度までの計画を一体的に策定するものです。

（2）他計画との関係

本計画は、保健福祉分野を推進するための総括的な計画「一戸町地域福祉計画」を上位計画とし、障がい福祉を推進するための施策、目標を定めるものです。

また、町の最上位計画である「一戸町総合計画」にも即したものとし、各計画が改訂された際には、本計画もそれらを踏まえて運用するものとします。

3 計画の期間及び見直しの時期

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、将来における障がい者施策の制度変更や障がいのある人の現状に柔軟に対応するため、計画期間の途中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的理念

「住み慣れた地域で、自立し、安心・安全に暮らせるまちを創る」

障がい者が地域社会で自立した生活が営めるように、個々のニーズに応じた適切な支援を行うとともに、町民の誰もが障がいの有無にかかわらず相互に尊重しその能力を最大限に発揮しながら、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

2 施策展開の方向性

(1) 地域生活を支える居宅サービスの充実

障がい者が地域で自立した生活を送るためにには、一人ひとりが障がいの種別や程度に関わらず、自らが居住の場所を選択し、その必要とするサービスを受けつつ、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な暮らし方を選ぶことができることが重要です。また、三障害に加えて、平成25年度から新たに障がい者の範囲に加わった難病患者についても障がい福祉サービス等の対象となりました。難病患者のニーズ把握に努め、充実した地域生活を送ることができるよう、サービス利用を促進していきます。

(2) 相談支援体制の充実

障がい者の地域生活への移行を進めるためには、これまでの障がい者相談員や民生委員等による身近な相談支援体制のほか、障がい福祉サービスの利用支援や権利擁護の相談など、各種ニーズに対応する必要があります。

現在、二戸地域4市町村で共同設置する二戸地域自立支援協議会を中心として、障がい福祉サービス事業者と相談支援事業者が協力連携し相談支援体制を充実強化すると共に、カシオペア権利擁護支援センターでは障がい者等の財産管理や後見申立支援等の相談に対応しております。

また、近年多様化している困難事例に対する相談にも応じることができるように、基幹相談支援センター機能の充実・強化にも取り組みます。

(3) 地域における暮らしの場の確保

障がい福祉施設入所者や長期入院から地域生活への移行を進めるために、地域における住まいの場を確保する必要があります。そのため、グループホーム等の整備を促進するとともに公営住宅や民間アパート等への入居をする場合の支援の在り方について検討していきます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保証することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

(4) 就労支援の強化

障がい者が地域で自立して暮らしていくためには、働くことを通じて積極的に社会に参画していくことが重要です。

そのため、就業・生活支援センターカシオペアやハローワーク、県労働部局等との連携を強化し、企業に対する障がい者雇用の一層の理解と協力を求めるとともに、障がい特性に配慮した一般企業の雇用の場の拡大や職場環境の改善が図れるよう努め、一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 療育体制の充実

障がい児をはじめ、成長段階において支援が必要な子どもやその家族等に対し、早期に相談や支援並びに健全な育成を進められるよう、福祉サービス等の利用が必要な子どもに対するフォローライフの強化のため、母子保健、保健医療、教育等の関係機関との連携を強化します。

また、小・中・高等学校へと支援記録を引き継ぐ一戸町就学支援ファイル（いのちのサポートファイル）を活用し、乳幼児期から様々な療育段階で適切な支援が受けられる体制を整えます。

(6) 権利を守る取り組みの推進

第1期一戸町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、障がい者等の権利を尊重し、権利擁護が必要な方の意思決定を支援して、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進に向けて、地域連携ネットワークの構築や協議会等の運営を推進するための中核となる機関（中核機関）であるNPO法人大カシオペア権利擁護支援センターに委託し実施します。

中核機関の運営にあたっては、様々な相談支援に対応できるよう福祉、保健、医療、司法等の専門的知識の蓄積や専門職等との連携の推進を図り、本人にとつて身近な関係機関がチームとして関わることで日常的に本人を見守り、本人の意思を継続的に把握する仕組みづくりを推進します。

(7) 障がい者虐待の防止

虐待は、障がい者等の尊厳を害するものであり、障がい者等の自立及び社会参加にとって障がい者等に対する虐待を防止することがきわめて重要です。

虐待を未然に防ぐため、人権の尊重や法令遵守に関する普及・啓発に努めるとともに、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応について、関係機関が連携したネットワーク作りやシステム体制の整備に努めます。

第3章 令和8年度の数値目標の設定

1 令和8年度までに達成すべき目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の入所者数より5%以上削減するとともに、令和4年度末の入所者数の6%以上が令和8年度までに地域生活へ移行することを目標としています。

当町の施設入所者は、令和4年度末現在では39人、地域で施設入所を希望している入所施設待機者は3人となっています。このことを踏まえ、当町の目標値を施設入所者数のうち2人(5.1%)の減少を見込むとともに3人(7.7%)が地域生活へ移行することを目指します。

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	39人	令和5年3月末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	37人	令和8年度末時点の利用者数
【目標値】削減見込み	2人 (5.1%)	令和8年度末段階での削減見込数
【目標値】地域移行者数	3人 (7.7%)	令和4年度末の施設入所者のうちで令和8年度末までに地域移行する者の人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、発達障がいや高次脳機能障がいを含む精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築として保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

当町では、地域包括支援センターで設置した地域包括ケアシステム検討委員会がすでに稼働しており、構成員として共通する職種の方が委員となっていることからこの場を活用し、精神障がい者に限らず、すべての障がい者に関する課題等について検討・協議していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和8年度末までの間、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することとしています。

この拠点等については、第6期計画中に国から示されている地域生活支援拠点等の5つの機能のうち「相談機能」「緊急時の受け入れ・対応」について整備し、

今計画時期から実施します。

また、令和8年度までに各市町村又は各圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関する状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされており、二戸地域自立支援協議会の中で協議していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数について、令和3年度の実績の1.28倍以上とするとともに、就労移行支援にかかる一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本としています。また、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数を1.29倍及び1.28倍以上を目指すこととしています。就労定着支援については、利用者数を令和8年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労移行した者の7割、就労定着率を就労定着支援事業所のうち定着率7割以上の事業所が全体の25%以上としています。

当町の令和3年度の就労移行支援等を通じた一般就労への移行者は5名であるため、令和8年度の一般就労移行者数は7名以上を目指します。また、就労移行支援を利用した移行者は6名、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業から2名ずつの移行を目指します。就労定着支援事業では、一般企業へ就職した方がその仕事を安定して続けられるよう支援し、その利用者は1名を見込みます。

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数	5人	就労移行支援等を通じて令和3年度において一般就労した者の数
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数	7人	令和8年度において就労移行支援等を通じて一般就労する者の数(令和3度の1.28倍)
【目標値】就労移行支援事業における年間一般就労移行者数	6人	令和8年度までに就労移行支援を通じて一般就労する者の数(令和3年度の1.31倍)
【目標値】就労継続支援A型事業における年間一般就労移行者数	2人	令和8年度における就労A型からの一般就労移行者数(令和3年度の1.29倍)
【目標値】就労継続支援B型事業における年間一般就労移行者数	2人	令和8年度における就労B型からの一般就労移行者数(令和3年度の1.28倍)
【目標値】就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業所等利用者7割
【目標値】就労定着事業所で就労定着率が7割以上の事業所数の割合	25%以上	

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所設置すること、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本としています。

・児童発達支援センターの設置

二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和8年度末までに1カ所以上設置できるよう、圏域全体の体制づくりを目指していきます。

・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

圏域内には、実施している事業所が二戸市に3カ所ありますが、地域のニーズを把握しながら、必要に応じて事業所の確保を目指します。

・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

二戸地域自立支援協議会と連携を図りながら、二戸圏域内のサービス提供事業所への働きかけ等を行い、令和5年度末までに圏域で1カ所確保することを目標とします。

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和8年度末までに保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターを配置することを目標とします。

（6）相談支援体制の充実・強化等

・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

国の指針では、令和8年度末までに、各市町村又において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

項目	数値	備考
【目標値】基幹相談支援センターの設置	1か所	二戸圏域で既に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制として2事業所設置済み。相談件数の増加や相談内容が多様化していることから、引き続き基幹相談支援センターと連携し、地域の相談支援体制の強化に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、令和8年度までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとなっています。

そのため、県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修へ参加して得た知識を基に、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有に取り組みます。

項目	数値	備考
【目標値】都道府県による市町村職員向け研修の参加人数	2人	障がい福祉サービス等に係る研修を通じ、障がい福祉サービスの更なる質の向上を図ります。
【目標値】障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	12回	障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。

第4章 障がい福祉サービス及び相談支援の見込量と確保方策

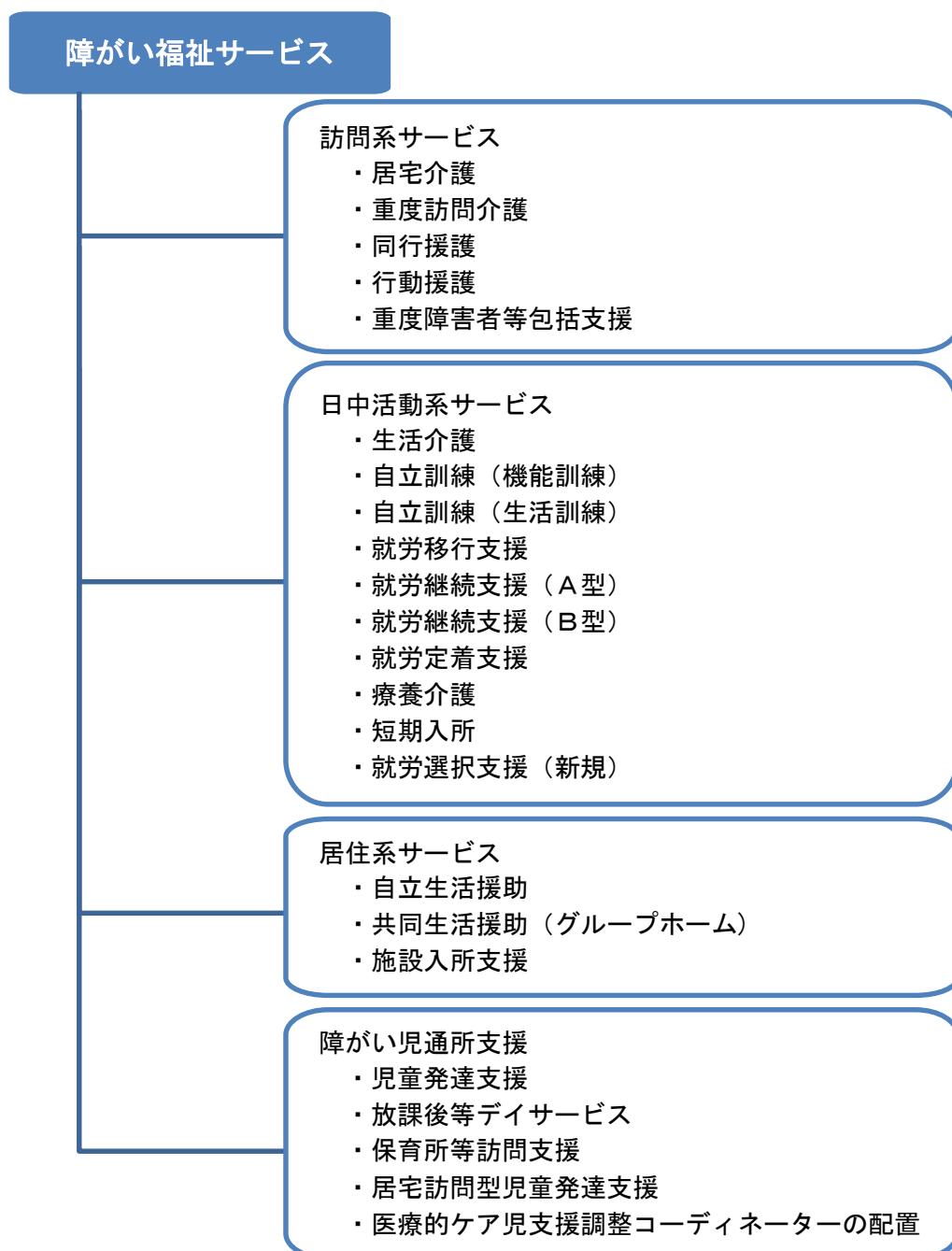
1 障がい福祉サービス及び相談支援の提供

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるためには、自己決定と自己選択を尊重した利用者本位の障がい福祉サービスが効果的かつ効率的に提供される体制を確保することが重要です。

また、長期間の入所や入院から地域生活へ移行する障がい者や単身で自ら適切なサービス調整を行うことが困難な障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようになるためには、より専門的な相談支援を行う必要があります。

(1) 障がい福祉サービス

① 障がい福祉サービスの施策体系



②障がい福祉サービスの種類と内容

区分	種類	内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の手助けや、部屋の掃除、洗濯等を行います。また、通院時の付き添いもします。
	重度訪問介護	重い障がいがあり、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいで移動に著しい困難を有する人に、外出するときに同行して移動の支援をします。また外出先での代筆・代読も行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいで一人での行動が難しい人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じたときに、生活面の課題を把握するとともに、企業や関連機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	就労選択支援（新規）	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択が出来るよう、本人の希望や能力に合った選択の支援を行います。

区分	種類	内容
住居系サービス	自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行います。
	施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
障がい児通所支援	児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	人工呼吸器等を使用し、医療的ケアが必要な障がい児が地域で安心して暮らすことを支えるため、支援を総合的に調整する職員を配置する。
障がい児入所支援 (※)	福祉型障害児入所支援	従来の障がい種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がい児を受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また医療型は、このほか医療も提供します。 18歳以上の障がい児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。
	医療型障害児入所支援	※重症心身障がい児施設は、重症心身障がいの特性を踏まえ児・者一貫した支援の継続を可能とします。 ※現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

※障がい児入所支援は県事業

③障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの各年度における、障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

サービスの種類		各年度におけるサービスの見込量						
		単位	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
			利用 人数	見込量	利用 人数	見込量	利用 人数	見込量
訪問系	居宅介護	時間	78	585	83	605	88	625
	重度訪問介護	時間	1	1	1	1	1	1
	同行援護	時間	3	27	4	30	5	33
	行動援護	時間	2	12	3	14	4	16
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	月	92	1,518	95	1,550	100	1,600
	自立訓練（機能訓練）	月	1	20	1	20	1	20
	自立訓練（生活訓練）	月	1	21	1	21	1	21
	就労移行支援	月	1	14	1	14	1	14
	就労継続支援（A型）	月	14	303	15	320	16	340
	就労継続支援（B型）	月	101	1,739	105	1,900	110	2,100
	就労定着支援	人	—	0	—	1	—	1
	療養介護	人	—	2	—	2	—	2
	短期入所	月	4	12	6	18	8	24
居住系	就労選択支援（新規）	月	—	—	—	1	—	2
	自立生活援助	人	—	4	—	6	—	8
	共同生活援助（グループホーム）	人	—	65	—	66	—	67
障がい児通所支援	施設入所支援	人	—	36	—	35	—	34
	児童発達支援	月	4	11	4	11	4	11
	放課後等デイサービス	月	10	21	10	21	10	21
	保育所等訪問支援	月	1	7	1	7	1	7
	居宅訪問型児童発達支援	月	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	人数	—	1	—	1	—	1

単位の見方 ※ 時間＝月間の利用者数×1人1カ月当たりの平均利用時間

※ 月＝月間の利用者数×1人1カ月当たりの平均利用日数

※ 人＝月間の利用者数

(2) 相談支援

①相談支援サービスの種類と内容

区分	種類	内容
相談支援 (障がい者)	計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。
	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
	地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。
(障がい児)	障害児相談支援	障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。また、定期的にモニタリングを行います。

②相談支援サービスの見込量

令和8年度までの各年度における相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

サービスの種類	各年度におけるサービスの見込量			
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	52	53	54
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1
障害児相談支援	人	9	9	9

(3) 発達障がいに対する支援

支援の種類	各年度における見込量			
	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数（保護者）	人	0	0	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	人	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
児童発達支援センター（※）の設置	市町村内設置数	か所	0	0
	圏域での設置数	か所	0	0
保育所等訪問支援	市町村内設置数	か所	0	0
	圏域での設置数	か所	1	1
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	市町村内設置数	か所	0	0
	圏域での設置数	か所	0	0
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市町村内設置数	か所	0	0
	圏域での設置数	か所	0	1

※児童発達支援センターは、児童福祉法第7条に定められた児童発達支援センターであること。

2 サービス見込量の確保方策

(1) 訪問系サービス

障がい者本人や介助者の高齢化により、また、施設や病院からの地域移行を促進するために、家事や通院介助等ますます利用ニーズが高まっています。障がい者の状況に応じたサービス提供体制を充実させ、利用者の選択の幅が広がるよう、指定事業者などの必要な情報提供を行っていきます。

(2) 日中活動系サービス

障がいのある人たちの自立や社会参加を進めるために、一般就労や就労訓練、余暇活動など生活の意欲につながるような支援を行うとともに、就労定着支援を利用して一般就労を長く継続できるよう支援します。障がいの程度やニーズが十分反映されるよう、事業者の理解を得ながら必要な情報提供を行っていきます。

(3) 居住系サービス

施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、施設入所待機者のニーズを的確に把握するとともに、既存施設における地域移行の状況等を見極めながら必要な施設の整備を進めます。

(4) 相談支援

二戸管内では、特定相談支援事業所6カ所で事業を実施しておりますが、今後の利用状況を見極めながら、障がい者ケアマネジメントを踏まえたサービス等利用計画を提供できるように、二戸地域4市町村で共同設置する二戸地域自立支援協議会との連携を図り、支援体制の充実に努めます。

また、二戸地域4市町村では、障がいのある住民に対する相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、基幹相談支援センターである社会福祉法人カシオペア障連及び社会福祉法人桂泉会に当該事業を委託するとともに、相談業務の連携強化を図り体制の充実を図ります。

(5) 障がい児支援

障がい児の状況に応じたサービス提供体制を充実させていくとともに、保護者の支援や相談対応及び制度理解の促進に努め、ニーズを的確に把握しながら必要な情報提供を行っていきます。

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

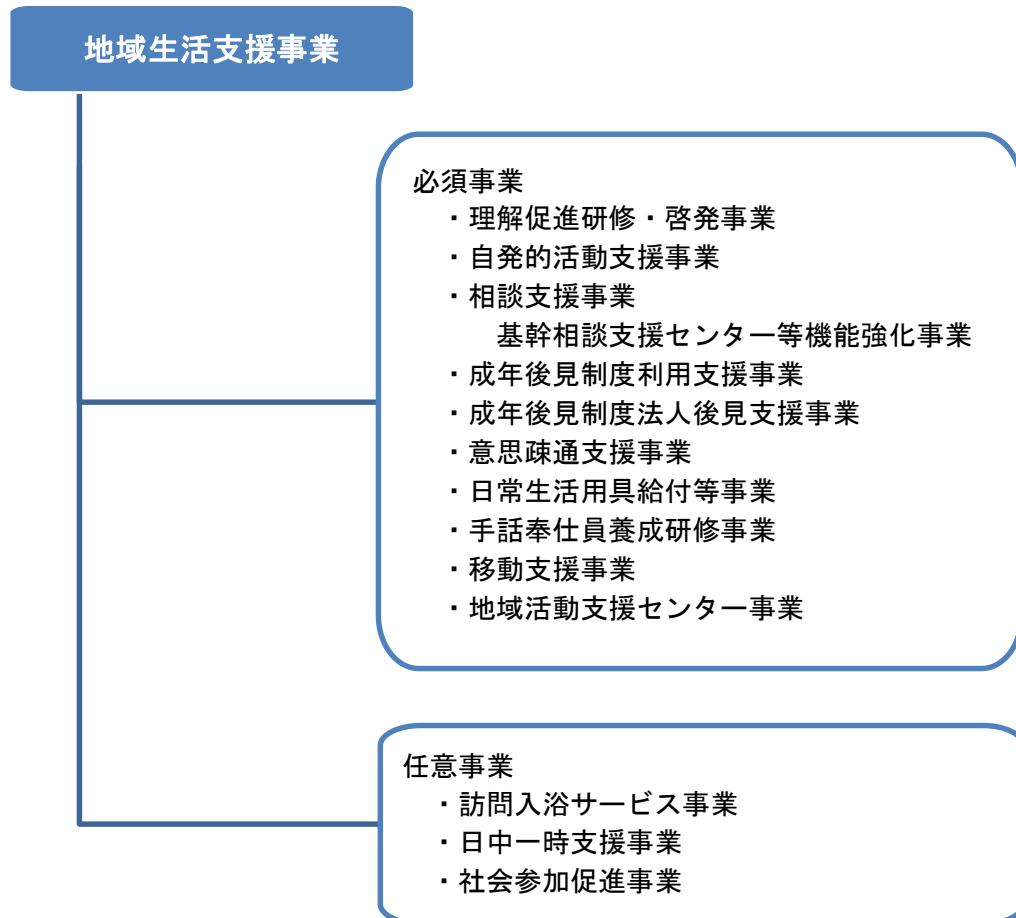
1 地域生活支援事業の提供

障がい者の地域生活を支援するためには、地域の実情や障がい者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施することが重要です。

このため、全国共通のメニューである「必須事業」については、障がい者相談支援事業を近隣市町村と共同で実施するとともに、地域活動支援センター運営事業についての支援を継続するなど地域の状況やニーズに即した事業を展開します。

さらに、市町村が独自に行う「その他の事業」については、日中一時支援事業をはじめとし、これまでのサービス内容と同様のサービス及び水準を維持することを基本に各種事業を実施していきます。

(1) 地域生活支援事業の施策体系



(2) 地域生活支援事業の種類と内容

区分	種類	内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
	自発的活動支援事業	障がい者等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
	相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための費用負担が困難な知的・精神障がい者に対し、費用の助成を行います。
	成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語障がい、音声機能、視覚その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者等の派遣する事業及び設置する事業を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成し研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な方に対し、外出のための支援を行います。
任意事業	地域活動支援センター事業	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。
	訪問入浴サービス事業	入浴が困難な身体障がいの方に対し、訪問により入浴サービスを提供します。
	日中一時支援事業	日中において一時的に見守り等の支援が必要な方に対し、日の活動の場を提供します。
	社会参加促進事業	自動車改造費の一部助成を行います。

(3) 地域生活支援事業の見込量

《必須事業》

事業名	各年度におけるサービスの見込量		
	6年度	7年度	8年度
1) 相談支援事業			
①相談支援事業			
ア 障がい者相談支援事業	設置の有無	有	有
イ 基幹相談支援センター	実施箇所数	2	2
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有
③住宅入居等支援センター	実施の有無	無	無
2) 成年後見制度利用支援事業			
	利用見込者数	1	1
3) 成年後見制度法人後見支援事業			
	実施の有無	有	有
4) 意思疎通支援事業			
	実人數	1	1
5) 日常生活用具給付等事業			
①介護・訓練支援用具	利用見込者数	1	1
②自立生活支援用具	利用見込者数	1	1
③在宅療養等支援用具	利用見込者数	3	3
④情報・意思疎通支援用具	利用見込者数	3	3
⑤排泄管理支援用具	利用見込者数	630	640
⑥居住生活動作補助用具	利用見込者数	1	1
6) 手話奉仕員養成研修事業			
	実人數	1	1
7) 移動支援事業			
	実施見込箇所数	3	3
	利用見込者数	58	59
	利用見込時間数	3,140	3,150
8) 地域活動支援センター事業			
①自市町村分	実施見込箇所数	2	2
	利用見込者数	960	970
②他市町村分	実施見込箇所数	1	1
	利用見込者数		

《任意事業》

事業名	各年度におけるサービスの見込量		
	6年度	7年度	8年度
1) 訪問入浴サービス事業	実施見込箇所数	1	1
	利用見込者数	1	1
2) 日中一時支援事業	実施見込箇所数	3	3
	利用見込者数	10	10
3) 社会参加促進事業	利用見込者数	1	1

2 事業実施に関する考え方

事業名	実施に関する考え方
1) 相談支援事業	
①相談支援事業	近隣市町村との共同設置により相談拠点を設け実施します。
基幹相談支援センター	近隣市町村との共同設置により地域の障がい者支援に関する協議の場として設けます。
②基幹相談支援センター等機能強化事業	処遇が困難な事例の対応のため、専門的職員を配置し、相談支援の機能強化を図ります。
2) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費を助成します。
3) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制を構築するとともに、法人後見の適正な活動のために必要な支援を行います。
4) 意思疎通支援事業	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者等を派遣します。岩手県立視聴覚障がい者情報センターへ派遣業務を委託し、円滑に対応できるようにしていきます。
5) 日常生活用具給付等事業	地域で生活する障がい者等の利便性の向上を図ります。また、障がい者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めています。
6) 移動支援事業	障がい者の社会参加や余暇活動支援のため、利用のニーズに対応した事業展開を進めます。
7) 地域活動支援センター事業	障がい者等を通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設の運営ならびに機能の強化を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1 町民参加と協働

町や地域住民やボランティア、N P O、障がいや福祉のサービス提供事業者など広範な主体が、それぞれ役割を持ちながら協働することにより、地域福祉の目標の実現に向けて地道に実践していくことが重要です。

地域の福祉課題を総合的に解決できるような仕組みづくりは、地域を取り巻く現状のなかでは困難な課題も多いものと考えられます。そのため、行政による福祉制度のみでなく、中・長期的に共に支えあう地域づくりをめざし、多くの住民の参加を得て多面的に取り組んでいくことが求められます。

このため、地域のネットワーク（地域自立支援協議会等）を構築するなど、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者等の参加により、協働して施策を推進します。

2 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、福祉と保健・医療、雇用、教育との連携が重要であり、府内関係部局の連携はもとより、国・県の関係行政機関、障がい者関係団体及び福祉サービス事業者等との連携強化に努めます。

3 進行管理と事業評価

計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、見込み量の達成状況について、定量的な評価を行います。

本計画では、P D C Aサイクル（P L A N（計画）→D O（実施）→C H E C K（チェック・評価）→A C T I O N（改善））に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、毎年度のローリングの実施により、住民満足度や成果などが得られない事業は、積極的に再構築を図ります。

4 計画の弾力的運用

計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化や国の障がい者施策の動向を踏まえ、必要に応じて計画の弾力的運用に努めます。